



大丈夫 傷つくことを知ったきみは
誰かにきっと優しくできる
(H26 人権メッセージ優秀作品)

「普通でしょ。」それってあなたの普通じゃない?
人にとては違うかも。それで傷つく人もいるかもよ。
(H26 人権メッセージ優秀作品)

もくじ

- 2~3 p 講演会レポート
人権同和問題指導者育成講座 石井亘さん、川内恵理さん
- 4~5 p 人権課題について学ぼう
『同和問題』『外国人の人権』
- 6 p トピックス
12/4~12/10は人権週間です AMラジオ放送のお知らせ
- 7 p 人権ラジオ放送から
『北朝鮮による日本人拉致問題』
- 8 p 市町村の人権啓発の取り組み<合志市>

熊本県人権啓発キャラクター
「コッコロ」

人権同和問題指導者育成講座

平成27年8月17日（月）、県庁地下大会議室にて人権同和問題指導者育成講座を実施しました。この講座は、職場での人権研修の指導者向けに、必要な知識と技能を習得していただくためのものです。県内の企業、病院、学校、行政、各種団体等から約300人の方にご参加いただきました。講座の内容は次のとおりです。

- 1.「職場のモラル・ハラスメント」
講師 石井 亘さん ((株)フォーカスマネジメント 代表取締役)
- 2.DVD上映「同和問題を考えよう～差別のない社会をめざして～
- 3.「職場における人権・コミュニケーションの重要性について」
講師 川内 恵理さん (社会保険労務士、(株)ブレインスター 人材開発部長)

この講座の中から、石井 亘さんと川内 恵理さんのご講演について報告します。

「職場のモラル・ハラスメント」 講師 石井 亘さん



石井さんは、大学卒業後、民間企業で約10年間勤いた後、15年前にメンタルの問題に着目して起業し、活動されています。特に、職場のモラル・ハラスメントの問題についてのカウンセリング・コーチングを通して、その克服に取り組まれていることから「職場のモラル・ハラスメント」をテーマにご講演いただきました。

(1) モラハラの定義

まず、導入として実際に職場で起きた事例を紹介され、モラハラとは何か、その定義について説明がありました。まとめると次のようにになります。

- ・1990年代にフランスの精神科医・イルゴイエンヌが提唱
- ・もともとは夫婦間で起きるとされた
- ・職場にも同様の問題がある
- ・加害者の性格上の特性から、言葉や態度、文書で精神的に追い込まれていく
- ・周りからは些細に見える

セクハラやパワハラとは何が違うのかと思われるかもしれません、モラハラはこうした別のハラスメントと重なって起きているということでした。ただし、上記の定義は狭義のもので、広義のモラハラははじめやセクハラ、パワハラ、その他のハラスメント等を含むような形で存在するそうです。職場でのモラハラを放置すると、被害者は仕事のやりがいや喜びを実感できない、職場で本来の力を発揮できない、心身の健康を喪失する…など、職業人としての成長を阻害されるそうです。

(2) 加害者のタイプ

加害者は、自己愛性格型、集団心理型、ストレス習慣型などに分類でき、タイプによって被害の深刻度や対応方法が異なるということでした。この中でもストレス習慣型が圧倒的に多いそうです。他のタイプは自己愛や楽観主義、メンタル不全、極端な固執などの個人の性格に起因しますが、ストレス習慣型はストレスによる怒りから、怒鳴る、無視する、陰口を言う等の行動で示してしまいます。つまり、ストレスの下で誰もが加害者となり得るため、起こりやすいとのことです。

(3) 被害者の辛さ

一方で、被害者にとってなぜモラハラが辛いのかということと、被害者が陥る悪循環についてご説明いただきました。まず、なぜ辛いのかというお話では「心よりも脳の問題である」という部分が印象的でした。モラハラ被害によって無意識に恐怖反応が起き、一種のPTSD(心的外傷後ストレス障害)とも言える状態になっているそうです。そのため、一見些細なことにも過剰に反応してしまいます。周囲は「そんな些細なことで…」「よくあることだ」と思ひがちですが、「心が弱い」から敏感になるのではなく、PTSDを含む脳の問題だということです。次に、被害者が陥る悪循環として、職場で萎縮→心身が不安定

になる→仕事中にミス・不注意→それを叱責される→さらに萎縮…というサイクルをご紹介いただきました。被害者には、こうした悪循環、体調不良での休みや遅刻の増加、服薬等といったサインが表れます。周囲は、これらのサインを見落とさないことが求められるということです。

(4) 職場としてのモラハラ対策・対処の方法

基本的な方法に「予防・早期発見・対処」の3段階があり、組織風土づくりが肝心だそうです。中でも経費・時間がかからず、すぐに取り組めるのは「決意表明（社長訓示・社内憲章・スローガン）」であり、繰り返し知らせることで浸透していくと説明されました。また、ストレスが加害者を生むこともあるため、ストレスマネジメント（呼吸法等）が重要だそうです。今回のような研修をすると「モラハラにあたる行為のリストが欲しい」という要望がよくあるそうですが、リスト化できないため、個別の判断や当事者に対する理解・共感が重要だとうお話でまとめられました。

参加者からは、「モラハラの言葉だけを知っていたが、内容がよく分かった」「社員が苦しんでいるのに、見て見ぬふりをするのは絶対にいけないと痛感した」などの感想をいただきました。

モラハラについては、石井さんが運営されている情報サイト『職場のモラル・ハラスメント対策室』(<http://morahara.com>)にも詳しい情報が掲載されています。

「職場における人権・コミュニケーションの重要性について」

講師 川内 恵理さん



川内さんは社会保険労務士として人事労務管理、ハラスメント相談等の分野で活動していらっしゃいます。職場での人権や差別の問題の理解や解決に向けた基盤になるのは、コミュニケーション能力だということで、職場でのコミュニケーションについてご講演いただきました。

ご講演の中から、「自分も相手も尊重するコミュニケーションの方法」という部分について報告します。

コミュニケーションには、「①攻撃的なパターン」「②非主張的なパターン」「③自分も相手も尊重するパターン」の3つがあり、③のパターン（「アサーション」という手法）が好ましいとのことです。具体的に、「あなたが列に並んでいたところ、他の人が前に割り込んできたらどうしますか？」という事例で説明していただきました。①のパターンだと、割り込んだ人に怒鳴る・追い払う、②だと何も言わない、③では並んでいたことを伝え、後に並んでほしいとお願いするといった反応になるそうです。この他にも事例の紹介があり、①・②のパターンの発言は相手を傷つけると説明されました。

また、相手も自分も尊重する伝え方として、「(アイ)メッセージ」という手法の説明がありました。誰かを褒めるときの「すごいね」などの言葉に主語を補うと、「あなたはすごいね」のように「あなた」が主語になります。しかし、これは相手から「レッテル貼り（決めつけ）」のように受け取られる可能性もあるとのことでした。このとき、主語を「わたし」に変えて「わたしは、～さんの〇〇などこれがいいと思う」というような「自分の意見」として相手に伝えると（これが「(アイ)メッセージ」）誤解を生むこともなく、褒め言葉を素直に受け取ってもらえるそうです。

最後に、「相手の話を大切にする」ということで、自分のための情報として聞くのではなく、相手の話を理解しようとして聞く（聴く）ことがコミュニケーションを図る上でとても重要だと説明されました。

「自分の気持ちを伝え、相手の話もきちんと聞くこと」で自分も相手も大切にでき、それが人権の第一歩になるとのことです。

参加者からは、「初めて聞く内容で参考になった」「コミュニケーションの在り方を改めて考えさせられた」との感想が寄せられました。

（レポートまとめ：熊本県人権同和政策課）

同和問題

もし、あなたが、自分の生まれたところや住んでいる（住んでいた）ところを理由に差別されたら、どう思いますか？

同和問題とは…

日本社会の歴史的発展過程で形づくられた身分的差別により今日においても、同和地区に生まれた又は住んでいるという理由だけで、根拠のない言い伝えや偏見によって差別され、すべての国民に保障されているはずの基本的人権が、完全には保障されていないという重大な社会問題です。

Q1 どんな課題がありますか？

結婚や就職の際に、出身地等を理由に差別されること

本人の人柄とは関係のない出身地等を理由に、結婚に反対される等の差別が、今でも起きています。また、就職に際しての面接において、身元調査につながるような不適切な質問（住んでいるところや両親の職業等）をされることもあります。
○平成26年度に実施した「人権に関する県民意識調査」では、「自分の子どもが、同和地区の人と結婚しようとする場合、親として反対する」と答えた人は35%、「自分が同和地区の人と結婚しようとするとき、親や親戚から強い反対を受けたら結婚しない」と答えた人は18%の割合でした（県内在住の2249人が回答）

インターネット上で差別表現や差別情報が掲載されること

近年、インターネットの匿名性を悪用した、同和地区を誹謗中傷する差別的書き込み等、差別情報の掲載が問題となっています。

不動産売買等における「土地差別」

都市開発、マンション建築等に際して、特定の地域に対する差別的な調査が行われたり、不動産売買において同和地区の物件が避けられたりするなど、同和地区を忌避する事案が起きています。

戸籍謄本等の不正取得

一部の司法書士等が、職権を乱用して他人の住民票や戸籍謄本を不正に取得するといった事案が相次いで発生しており、身元調査に悪用される可能性もあります。県内市町村では、戸籍謄本等を本人の代理人や第三者に交付した場合、事前に登録した人に対して交付の事実を通知する「本人通知制度」の導入を進めています。

Q2 どんな取り組みが行われていますか？

国の取り組み

昭和40(1965)年の同和対策審議会答申を受けて、昭和44(1969)年から平成14(2002)年までの33年間、同和地区の生活環境の改善等に取り組みました。また、心理的差別の解消を目指して、平成12(2000)年に人権教育・啓発推進法を制定し、同和問題をはじめとする人権教育・啓発に取り組んでいます。

県の取り組み

県では、平成7(1995)年に、「熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例」を制定し、結婚や就職に際して、部落差別につながるような身元調査を行うことを規制しています。また、「熊本県人権教育・啓発基本計画」の中で、同和問題を人権の重要課題と位置づけて、各種の講演会や研修会、マスメディアを活用した広報など、様々な形で差別を解消するための啓発に取り組んでいます。

Q3 わたしたちにできることは？

同和問題への無関心を捨て、差別を許さない社会のために自分にできることから始めましょう。

同和問題は、「差別をされる側」の問題ではなく、「差別をする側」の問題であり、その中には、自分には関係ないといった無関心であることもあります。なぜなら、無関心は結果的に差別の存在を許してしまうことになるからです。

「誰かがなくしてくれる」では差別はなくなりません。「私」自身が差別をなくすためにどう行動するのかが大切です。まず、自分にできることから始めましょう。

外国人の人権

外国人であるというだけで、特別扱いや決めつけた考え方をしていませんか？もし自分が外国で生活することになったら…と考えたことがありますか？

Q1 どんな課題がありますか？

外国人であるというだけで、不当な扱いを受けること

アパートへの入居や店舗への入店、施設の利用などを断られることや、就業を断られたり、就業した後の待遇面で差別されたりすることがあります。様々な店舗や施設、公共機関などで十分なサービスを受けることができないこともあります。

社会参加をはばむ障壁（バリア）

○制度的なバリア：社会保障制度を利用できないことや就学・進学の機会が制限されることなど
○言葉のバリア：言語でのコミュニケーションが難しいことによる、医療や防災面での不安、悪い条件での就労、地域でのトラブルや孤立など

○こころのバリア：異なる文化に対する無理解や偏見、国や人種に対する偏見など（※）

※最近では、特定の民族や国籍の人々に対する差別的言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」が社会的な問題になっています。

Q2 どんな取り組みが行われていますか？

国際的な取り組み

人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）で、人種、皮膚の色、世系、民族、部族などの違いによる差別をなくすために、必要な政策・措置を行うことを締結国に義務づけています。

国の取り組み

制度的なバリアに対して、社会保険、国民健康保険、国民年金、雇用保険への加入対象になるなどの措置が取られています。また、外国人就業者への不利益な待遇が課題になっていますが、労働基準法などの労働に関する法律は、国内における労働であれば、外国人にも適用されます。

こころのバリアへの対策として、「地域における多文化共生推進（※）プラン」（2006、総務省）が示されています。

※地域における多文化共生…国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

県の取り組み

外国人の人権に関する教育・啓発について、熊本県国際協会と連携し、国際交流・協力を実行している県内団体の日頃の活動を県民へ周知し、外国及び外国人に関する理解を促進しています。また、多文化共生社会づくりの一環として「国際相談コーナー」を設置し、外国人からの様々な分野にわたる相談に応対しています。

～相談窓口のお知らせ～

【熊本県国際相談コーナー】 県内の外国人の方を対象に、生活、医療、労働等に関するご相談をお受けしています。県国際協会の相談員が対応いたします。

TEL : 096-385-4488 FAX : 096-277-7005

Q3 わたしたちにできることは？

他国の文化や習慣について理解を深めるとともに、地域の一員として共に生きる社会をつくりましょう。

外国人登録者数は増加傾向にあり、また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催もあって、諸外国との人的・物的交流は今後さらに拡大していくと考えられます。

しかし、言葉や文化、習慣等の違いからQ1のような課題があります。地域や学校、職場で、相手が外国人だからという理由で距離を置いたり、コミュニケーション不足になったりはしていませんか。あるいは、「〇〇人はこんな人」と出身国で相手を決めつけてしまうこともあるかもしれません。もしも、自分が外国に行ったとき、このような扱いを受けたらどうでしょう。心細く、悲しい思いをするはずです。まずは、先入観を捨てて交流し、文化や習慣の違いを知ることが大切です。そうして、認め合い、尊重し合う関係を築いていきたいものです。

トピックス

12月4日から10日は「人権週間」です

「人権」って難しい?身近なことから考えてみましょう!

1948年12月10日、第3回国連総会において、「世界人権宣言」が採択されました。これを記念し、国連では12月10日を「人権デー」と定め、世界中で記念行事を行うことが決議されています。

日本では12月4日から「人権デー」である12月10日までの1週間を「人権週間」として、各地で人権啓発のイベントが行われています。

熊本県でも、人権啓発イベント等を実施します。「人権は難しい」と思われる方もいらっしゃるかもしれません、実は身近なものです。人権週間をきっかけに、人権について考えてみませんか?



コッコロも
いろんなイベントに
登場します!!

コッコロの達人 桜田 章子



『ゆあさいどくまもと』について (性暴力被害者のためのサポートセンター)

平成27年6月、性暴力被害に遭われた方等の支援のために『ゆあさいどくまもと』が開設されました。

相談方法は主に電話やメールで、24時間体制で女性相談員が対応しています。(面接相談は平日10~16時、事前の予約が必要)

被害に遭われた方、そのご家族の方、まずは、ご相談ください。

24時間ホットライン:096-386-5555

(12月28日午後10時~1月4日午前10時を除く)

メールアドレス:support@yourside-kumamoto.jp

詳細はHPへ→<http://www.yourside-kumamoto.jp>

★人権センターホームページ★

熊本県人権センター

検索

人権ラジオ放送から

北朝鮮による日本人拉致問題

今回は、拉致被害者家族連絡会の一員である平野フミ子さんの平成26年度のラジオ番組の内容を再構成してご紹介します。平野さんは、1978年に鹿児島の吹上浜で北朝鮮に拉致された増元るみ子さんのお姉さんで、拉致被害者救出のため活動をなさっています。

Q. 平野さんは、どんな活動をされていますか。

家族会での活動と、講演活動をしています。家族会では、救う会(北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会)の支援を受け、全国で集会や署名活動を行っています。熊本では、年に3回、福岡で毎月1回署名活動を行っています。講演活動は、県内外の学校や自治体で行っており、生徒さんたちへ「家族の絆」というテーマで、家族を思う気持ち、妹を取り戻して、母に会わせたいという強い希望を持って活動していることをお話ししています。そして、平穡で何気ない日常がいかに大切かということも訴えています。

Q. るみ子さんが拉致されてから、活動を始めるまでの経緯を教えてください。

るみ子が拉致されて20年間、私や私の家族は、彼女のために何もしてあげることができませんでした。その後、両親が自ら署名活動を始めました。娘を助けるために自分でできることを見つかった、との思いがあったのでしょうか。しかし、最初はなかなか信じてもらえませんでした。

私も、生まれて初めて街頭活動をしました。それまで妹のために何もしてやれなかった私が、声を大にして妹のことを訴えられるようになったのです。それは、とても嬉しく、また、涙が止まらなかったことを覚えています。

Q. るみ子さんが拉致されて36年間という長い間、つらい思いをされているのですね。

私たちは、日本のどこにでもいるような、本当に普通の家族でした。しかし、ある日突然、何の理由もなく妹がいなくなりました。未だに、安否の確認さえもできないというのは、待つ身としては、本当につらいです。

私は、「るみ子は絶対に生きている!」とずっと信じてきました。結婚して鹿児島から熊本に来ると、父からるみ子の成人式の写真を託されました。これは、妹のことを忘れるなどというメッセージだったと思いますし、それを見るたび、「るみ子を両親に会わせたい!」「助けたい!」という気持ちになります。父は亡くなりましたが、せめて87歳になる母には会わせたい、妹のためにやることは何でもしていこうと前向きに考えています。

Q. 最後に一言お願いします。

拉致問題は国際問題ですが、国を動かすには国民の声、世論の後押しが本当に大切だと思います。そのためには、この問題を風化させないように、学校などでもしっかりと取り上げていただきたいです。

当事者でなければ、なかなか共感してもらえないということもあります。でも、もし自分の子どもや家族が、ある日突然拉致されたなら…? 30年以上も、北朝鮮の地で、日本を、そして肉親を思って泣いている人たちがいるということに思いを馳せてもらえばと思います。私たちは家族に会いたい、ただそれだけです。

今後も、私たちは家族を取り戻すため頑張っていきます。どうか、拉致問題に関心を持ち、全員を救出するまで、皆さまのご支援をお願いいたします。

頑張ってます！

このコーナーでは、県内の市町村における人権啓発の取り組みについてお知らせします。
今回は合志市の取り組みをご紹介します。

合志市における人権啓発の取り組みについて

合志市では、さまざまな人権問題の解決に向け、行政、学校、企業、関係団体および機関、そして市民一人ひとりが、人権を大切にするという共通の考え方立ち、お互いに協力しながら人権意識を高める取り組みを進めています。その中で「同和問題」「ハンセン病回復者の人権」を、特に重要な人権課題であると位置づけています。

毎年、6月の「ハンセン病を正しく理解する週間」には、ハンセン病問題啓発講演会を開催しています。本年度は、菊池恵楓園退所者「ひまわりの会」会長の中修一さんが「二度の社会復帰をとおして」と題して、菊池恵楓園での生活や社会生活で感じたハンセン病問題の現状などを話され、「この問題はハンセン病回復者だけのものではなく、市民一人ひとりの問題として認識してほしい」と、市内外からの参加者650名にその思いを訴えました。

また、市内の全小・中学校でも人権学習の一環としてハンセン病問題について学んでいますが、発達段階に応じて系統的に学ぶことができれば効果的であり、共通理解もさらに深まると考え、昨年度、ハンセン病問題教育・啓発用DVD「『壁をこえて』～ハンセン病問題・菊池恵楓園の歴史に学ぶ～」を、菊池恵楓園、菊池恵楓園入所者自治会および市内の学校等のご協力をいただいて作製しました。

DVDは、視聴対象者に合わせて大人用と児童用の2枚を作成していますので、市町村、企業、団体等の研修資料として希望があれば貸し出しも可能です（※）。このDVDを活用し、ハンセン病に対しての正しい理解と、ハンセン病に関わる偏見や差別をなくしていく行動につながることを願っています。

お互いを認め合うことの大切さを学び、「一人ひとりの人権が大切にされるまちづくり」を目指して、これからも人権啓発に取り組んでいきます。



ハンセン病問題教育・啓発用
DVD「壁をこえて」



ハンセン病問題啓発講演会で
講演する中さん

※貸出ちはこちらから！

○合志市人権啓発教育課（096-242-1190、御代志市民センター内）

同・福祉課（096-242-1149、合志市役所内）

同・図書館（西合志図書館・096-242-5555、合志市内の分館にも有）

○熊本県人権センター（096-333-2299）

人権に関する相談をお受けします

熊本県人権センターでは、相談員が面接や電話で人権に関する相談をお受けし、助言や情報提供を行っています。

（相談は無料。プライバシーは守ります。）
下記の相談専用電話までご連絡ください。

相談専用電話 096-384-5822

相談時間 平日9:00～12:00/13:00～16:00

熊本県環境生活部県民生活局
人権同和政策課
(熊本県人権センター)

住 所 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
(県庁行政棟新館2階)

開館時間 8:30～17:15

休 館 日 土曜・日曜・祝日・年末年始

電 話 096-333-2299

F A X 096-383-1206

メ ール jinken@pref.kumamoto.lg.jp

発 行 者：熊本県

所 属：人権同和政策課

発行年度：平成27年度

この冊子は再生紙を使用しています。